

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

規 則	ペー ジ
◎高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○令和元年度准看護師試験の実施 (医療政策課)	2
○保安林の指定予定の通知 (2件) (治山林道課)	2
○公共測量の実施の通知 (用地対策課)	2
◎告示 (港湾施設の概要) の一部改正 (港湾・海岸課)	2
公 告	
○土地改良区の役員の就退任 (3件) (農業基盤課)	3
高知県教育委員会告示	
◎告示 (高知県立高等学校における主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数の定め及び告示の廃止) の一部改正 (教育委員会事務局高等学校課)	3
落札公告	
○落札者等の公告 (危機管理・防災課)	3
正 誤	
○正誤 (令元・9・17付け 告示)	4

## 規 則

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月8日

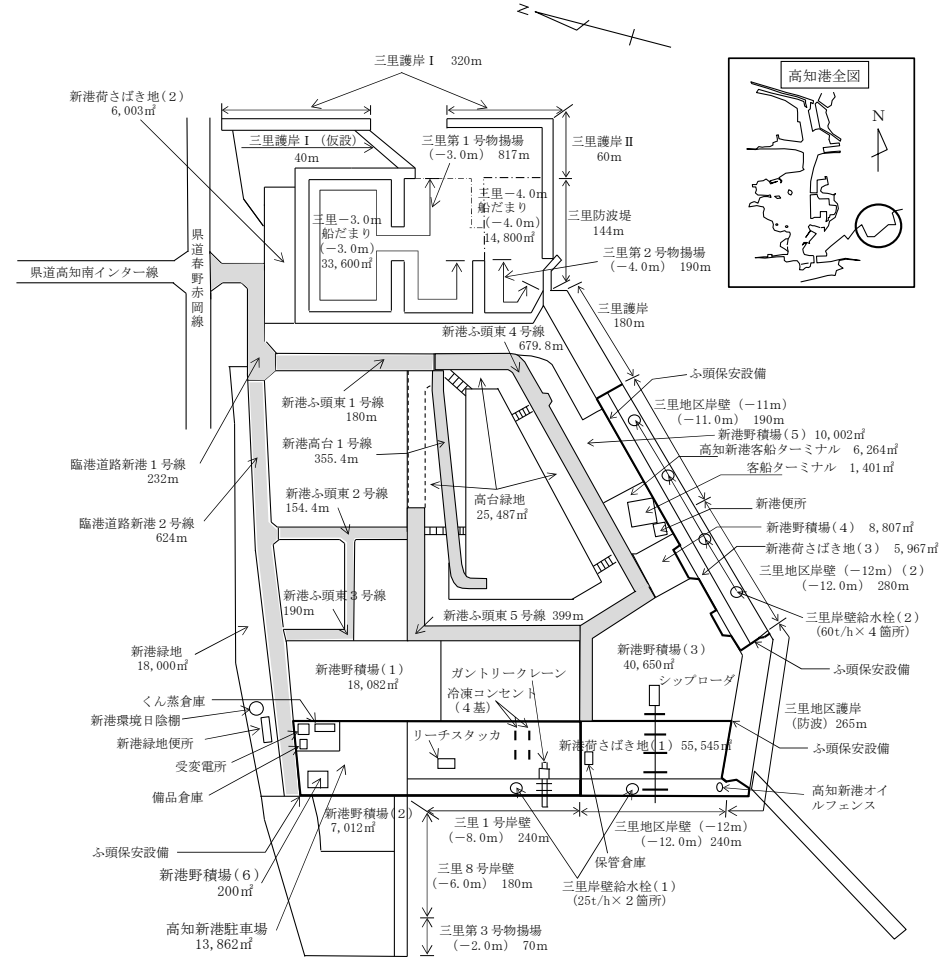
高知県知事 尾崎 正直

### 高知県規則第35号

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則  
高知県港湾施設管理条例施行規則 (昭和29年高知県規則第51号) の一部を次のように改正する。  
別表第2の別図17を次のように改める。

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登載するものです。

別図17 高知港三里岸壁等の区域図



※三里地区岸壁 (-12m) (2)は、国との港湾施設管理委託契約における三里地区岸壁 (-12m) ②を示す。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

## 高知県告示第472号

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第18条の規定により、令和元年度准看護師試験を次のとおり行う。

令和元年11月8日

高知県知事 尾崎 正直

## 1 試験の日時及び場所

## (1) 日時

令和2年2月14日（金）午後1時から

## (2) 場所

高知市朝倉己825-5 高知県看護協会会館  
高知市丸ノ内二丁目1-10 高知城ホール

## 2 受験願書の提出期間

令和2年1月6日（月）から同月10日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までの間に受け付ける。

なお、郵送による場合は、令和2年1月10日付けの消印のあるものまで受け付ける。

## 3 受験願書及び添付書類

受験者は、次に掲げる書類等を高知県健康政策部医療政策課に直接又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(1) 受験願書（県所定の様式によること。）

(2) 履歴書（県所定の様式によること。）

(3) 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、その裏面には、撮影年月日及び氏名を記載すること。）

(4) 修業（見込み）証明書又は卒業（見込み）証明書  
修業見込み証明書又は卒業見込み証明書を提出した者は、令和2年2月27日（木）までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。

(5) 試験手数料 6,900円（受験願書に高知県収入証紙を貼り付けること。）

## 4 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

(1) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者

(2) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者

(3) 法第21条第1号から第3号まで又は第5号の規定に該当する者

(4) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者のうち、法第21条第5号に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、知事が適当であると認めたもの

## 5 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

## 6 合格発表

令和2年3月13日（金）午前9時に、合格者の受験番号を高知県庁1階玄関ロビー掲示板に掲示する。

また、高知県健康政策部医療政策課のホームページにおいて、合格者の受験番号を公表する。

## 7 その他

視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和元年12月13日（金）までに高知県健康政策部医療政策課に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

## 高知県告示第473号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年11月8日

高知県知事 尾崎 正直

## 1 保安林予定森林の所在場所

土佐郡土佐町和田字下古名407の4、412の1、425の2、428の1、2943の3

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字下古名407の4・412の1・425の2・2943の3（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関

係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 高知県告示第474号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年11月8日

高知県知事 尾崎 正直

## 1 保安林予定森林の所在場所

土佐郡大川村大北川字横白169、173の1、357の3

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字横白173の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 高知県告示第475号

土佐市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和元年10月10日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和元年11月8日

高知県知事 尾崎 正直

## 1 作業種類

公共測量（撮影（デジタル）、写真地図作成）

## 2 作業期間

令和元年10月4日から令和2年1月31日まで

## 3 作業地域

土佐市全域

## 高知県告示第476号

昭和61年5月高知県告示第317号（港湾施設の概要）の一部を次のように改正する。

令和元年11月8日

高知県知事 尾崎 正直

表の高知港の臨港交通施設の項中「延長460m」を「延長679.8

m」に、「延長326.9m」を「延長399m」に改め、同表の高知港の港湾環境整備施設の項中「新港環境日陰だな」を「新港環境日陰棚」に改める。

-----  
公 告  
-----

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、宿毛市北川土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

令和元年11月8日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	三浦 眞一	宿毛市平田町戸内4803番地
〃	下村 芳正	〃 〃 4722番地
〃	井垣 順一	〃 平田町黒川3773番地
〃	岩本利喜也	〃 平田町戸内4919番地
〃	野口 直行	〃 〃 4734番地 2
〃	山本 嘉彦	〃 〃 4754番地 1
〃	下村 武彦	〃 〃 4754番地 5
監事	西尾 隆三	〃 〃 4379番地
〃	柴岡 禎雄	〃 〃 5030番地 1
〃	下村 静子	〃 〃 4838番地
(就任)		
理事	下村 武彦	宿毛市平田町戸内4754番地 5
〃	藤田 卓也	〃 〃 4845番地
〃	下村 芳正	〃 〃 4722番地
〃	山本 陽介	〃 〃 4282番地 1
〃	岩本 誠司	〃 〃 4919番地
監事	野口 直行	〃 〃 4734番地 2
〃	尾川 典生	〃 〃 4714番地 1

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、大岐土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

令和元年11月8日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	江口富二男	土佐清水市大岐2777番地
〃	岡林 永敏	〃 〃 495番地
〃	岡田 益広	〃 〃 2307番地 1
〃	近藤 和昭	〃 〃 2379番地
〃	近藤 義武	〃 〃 2832番地86

〃	橋本 久年	〃 〃 2341番地 1
〃	安田 芳秋	〃 〃 505番地
監事	江口 利秀	〃 〃 2610番地 1
〃	近藤 敏彦	〃 〃 509番地
(就任)		
理事	安田 芳秋	土佐清水市大岐505番地
〃	松田 功	〃 〃 521番地
〃	山崎 耕	〃 〃 712番地
〃	近藤 義武	〃 〃 2832番地86
〃	岡田 美豊	〃 〃 972番地 2
〃	江口富二男	〃 〃 2777番地
〃	岡田 英廣	〃 〃 2288番地
監事	近藤 敏彦	〃 〃 509番地
〃	岡田 昭公	〃 〃 2307番地 2

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、香美市永野土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

令和元年11月8日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	吉川 元水	香美市香北町永野1894番地
〃	竹村 純吉	〃 〃 276番地
〃	谷内 久男	〃 〃 2165番地 2
〃	吉村 隆雄	〃 〃 292番地
〃	谷内 正史	〃 〃 2160番地 1
〃	山崎 伸一	〃 〃 1639番地
監事	谷内 誠英	〃 〃 2234番地
〃	濱崎 安正	〃 〃 493番地
〃	光富 敬明	〃 〃 1792番地
(就任)		
理事	吉川 元水	香美市香北町永野1894番地
〃	竹村 純吉	〃 〃 276番地
〃	谷内 久男	〃 〃 2165番地 2
〃	吉村 隆雄	〃 〃 292番地
〃	谷内 正史	〃 〃 2160番地 1
〃	山崎 伸一	〃 〃 1639番地
監事	谷内 誠英	〃 〃 2234番地
〃	濱崎 安正	〃 〃 493番地
〃	光富 敬明	〃 〃 1792番地

-----  
教 育 委 員 会 告 示  
-----

高知県教育委員会告示第1号

平成23年2月高知県教育委員会告示第2号（高知県立高等学校における主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数の定め及び告示の廃止）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和元年11月8日

高知県教育長 伊藤 博明

表福祉の項中

「	福祉情報活用	2～6
」		
を		
「	福祉情報活用	2～6
」		
「	福祉情報	2～4
」		

に改める。

-----  
落 札 公 告  
-----

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和元年11月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
防災情報提供アプリ開発委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県危機管理部危機管理・防災課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和元年9月26日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社ドーン 兵庫県神戸市中央区磯上通二丁目2番21号  
三宮グランドビル5階
- 5 随意契約に係る契約金額  
30,800,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
公募型プロポーザル方式による随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
政令第11条第1項第1号に該当するため

-----  
正 誤  
-----

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
令和・9・17	10170	○告示	2	左 (18・19)	安芸郡東洋町野根字海浜丙2176の5から丙2176の7まで・ <u>丙2176の30</u> ・ 丙2176の42 <u>(以上5筆国有林)</u>	安芸郡東洋町野根字海浜丙2176の5から丙2176の7まで、 <u>丙2176の30</u> 、 丙2176の42